

木更津市猫よけ器貸出要綱 (令和3年3月2日告示第33号)

最終改正:令和4年3月29日告示第86号

改正内容:令和4年3月29日告示第86号 [令和4年4月1日]

○木更津市猫よけ器貸出要綱

令和3年3月2日告示第33号

改正

令和4年3月29日告示第86号

木更津市猫よけ器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の糞尿等による被害防止又は被害軽減を図ることを目的とし、猫よけ器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 猫よけ器 超音波を発生することにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。
- (2) 貸出対象者 猫よけ器を貸し出すことができる者をいう。
- (3) 借受者 猫よけ器を借り受けた者をいう。
- (4) 申請者 第10条の規定による猫よけ器の貸出申請を行った者をいう。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理を行うとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

(法令遵守)

第4条 借受者は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
- (2) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年千葉県条例第42号)
- (3) その他関係法令

(貸出対象物品)

第5条 貸出対象物品は、猫よけ器とする。

(猫よけ器の貸出期間及び貸出回数)

第6条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として14日以内とし、貸出回数は同一年度において1世帯当たり1回とする。ただし、市長が特別な事情がある認めるときは、この限りでない。

2 猫よけ器の貸出期間の終了日が、木更津市の休日を定める条例(平成元年木更津市条例第25条)第1条に規定する休日に該当するときは、翌開庁日を貸出期間の終了日とする。

(貸出台数及び使用場所)

第7条 猫よけ器の貸出し台数は1世帯当たり1台とし、その使用場所は、借受者の市内の所有地又は借地とする。

(猫よけ器の貸出しに伴う費用)

第8条 猫よけ器の貸出しは無料とする。ただし、猫よけ器の稼動に際し、必要な電池等に係る費用は借受者の負担とする。

(借受者の責務)

第9条 借受者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (6) 貸出し期間を厳守すること。
- (7) その他市長が定める事項

(猫よけ器の貸出申請)

第10条 貸出対象者は、猫よけ器を借り受けたいときは、猫よけ器貸出申請書(別記様式)(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(貸出決定)

第11条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、猫よけ器を貸出するものとする。

(猫よけ器の貸出しの取消し)

第12条 市長は、第6条第1項の貸出期間中であっても、借受者が第4条の法令等に違反したことが明らかな場合、又はこの要綱の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、猫よけ器の返却を求めることができる。

2 借受者は、前項により猫よけ器の返却を求められたときは、速やかにこれを市へ返却しなければならない。

(猫よけ器の返却及び報告)

第13条 借受者は、使用した猫よけ器を清掃した上で市へ返却しなければならない。

2 借受者は、借り受けた猫よけ器を使用する際に紛失、形状変更、破損及び汚損等があった場合は、借り受けた猫よけ器と同等の状態に復し、又は同等品を賠償しなければならない。

3 市長は、貸し出した猫よけ器が貸出期間中に紛失、形状変更、破損及び汚損等が明らかであり、かつ、借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり原状回復し、当該原状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

4 借受者は、借り受けた猫よけ器の返却をする際に、当該猫よけ器の使用結果を市へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(免責事項)

第15条 市長は、猫よけ器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第86号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。